

競争入札心得

(総則)

第1条 この土地改良区の一般競争入札に当たっては、別に定めるもののほかこの心得を承知するものとする。

(入札)

第2条 入札参加者は、入札書を作成し、封書のうえ、自己の氏名を表記して提出しなければならない。

(代理)

第3条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければならない。

この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その法人名及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとする。

2 代理人は、2人以上の者を代理することはできない。

(入札書の書替え等の禁止)

第4条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書替え、引替え、又は撤回することができない。

(無効入札)

第5条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (5) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (6) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (7) 無権代理人がした入札
- (8) その他入札に関し不正の行為があった者にした入札
- (9) 入札に参加する者に必要な資格のない者にした入札
- (10) 入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第6条 開札は、通知した場合において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に参加できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせる。

(再度入札)

第7条 開札の結果落札に当たらない場合は、直ちに出席者をもって再度入札を実施する。

(落札者の決定)

第8条 有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札者となるべき価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員をもってくじを引かせる。

(契約の締結)

第9条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、理事長の作成した契約書案に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から5日以内に理事長に提出しなければならない。